

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日

2. 当社の課題

課題1：管理職候補となる総合職に占める女性比率が低い。(2020年4月1日現在5.2%)

課題2：現在女性の管理職が極めて少ない。

3. 目標

- 総合職に占める女性比率の倍増を目指す。
- 女性の管理職（課長級以上）を、2人以上選任する。
- 有給休暇取得率を10%向上させる。

4. 取組内容と実施時期

取組1：女性総合職の採用を強化する。

- 採用選考過程において採用後の配置先や育成方法を想定しながら、女性総合職の採用を推進する。

取組2：女性管理職育成を目的とした施策を実施する。

- 現場の声を元に、女性総合職の活躍に向けた課題分析と施策を検討する。
- 限定職から総合職へ転換する制度を導入しており、今後適用者の拡大を図る。
- 社員研修において、ダイバーシティプログラムを実施する。

取組3：有給休暇取得促進活動を強化する。

- 働き方改革法案にもとづき、従業員全員が仕事とプライベートを両立できるよう部門単位での有給休暇取得を積極的に推進する。

女性の活躍に関する情報公表

1. 労働者に占める女性労働者の割合 : 32.7% (2020年4月1日現在)

2. 有給休暇取得率 : 51.9% (2019年3月31日時点)